

○ 火薬類取扱場所の立入検査実施要領の全部改正について（通達）

〔 令和元年7月29日生企甲達第113号
警察本部長から部課署長あて 〕

対号 平成19年7月26日付け生企甲達第62号「火薬類取扱場所の立入検査実施要領の制定について（通達）」

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第2項に基づき警察職員が行う立入検査については、対号により実施してきたところであるが、この度、合理的かつ効果的な検査を一層推進するため、別添のとおり「火薬類取扱場所の立入検査実施要領」を全部改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

火薬類取扱場所の立入検査実施要領

1 趣旨

この要領は、火薬類の不正流出等を防止するため、火薬類取扱場所の立入検査に関する規程（昭和42年石川県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）に基づく立入検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 関係機関及び団体との協力

生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）及び警察署長は、火薬類取締事務について平素から県の主務課（火薬類に関する事務を担当する課及び出先機関をいう。以下同じ。）等の関係機関及び団体と緊密に協力し、これらの機関及び団体の行う行政上の措置又は活動と警察の行う立入検査とが総合的に運用されるよう配意しなければならない。

3 幹部による適正な指導取締体制の整備等

火薬類取締事務を担当する各級幹部は、常に火薬類使用犯罪の動向、火薬類不正流出防止上の問題点を正確に把握するように努めるとともに、これらの情勢に対応する指導取締体制を整備し、立入検査の効果的運用を図るものとする。

4 台帳の備付け

- (1) 生活安全企画課長及び警察署長は、次に掲げる台帳をそれぞれ一部保管するものとする。この場合において、警察署長は台帳を2部作成し、1部を生活安全企画課長に送付するものとする。

ア 火薬類消費者台帳（別記様式第1号）

イ 火薬庫台帳（別記様式第2号）

ウ 火薬類販売所台帳（別記様式第3号）

エ 火薬類製造所台帳（別記様式第4号）

- (2) 警察署長は、立入検査を適正かつ効果的に推進するため、次に掲げる要領により台帳を整備し、その活用を図るものとする。

ア 法第52条第2項の規定に基づく通報を受けたときは、当該火薬類取扱場所の関係者に対して、火薬類の適正な保管管理について指導するとともに、必要な事項を聴取し、台帳を整理すること。

イ 記載事項に変更が生じたときは、その都度遅滞なく追加訂正するとともにその結果を警察本部長に報告すること。

5 立入検査の対象

原則として、火薬類製造所、火薬類販売所、火薬庫、火薬庫外において貯蔵する設備・建築物等（以下「庫外貯蔵庫」という。）、火薬類消費場所及び火薬類廃棄場所（以下「火薬類取扱場所」という。）とする。

6 立入検査の実施計画

生活安全企画課長は、警察本部長の命を受け、各火薬類取扱場所に対する立入検査を年間を通じて1回以上実施することとなるように計画を策定するものとする。

なお、新たに火薬類を取り扱うこととなった場所に対しては、優先して実施するものとする。

7 立入検査上の留意事項

警察職員は、立入検査の実施について法第43条第5項によるほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 粗野な言動を慎むとともに、必要に応じて関係者に立入検査の趣旨、関係法令の規定等を懇切に指導し、その理解と協力を得るように努めること。
- (2) 火薬類取扱場所においては、火気の使用は厳に慎むとともに、業務上やむを得ない場合のほか、火薬類を直接取り扱わないようにすること。
- (3) 発破による飛石、不発の爆薬等に十分注意し、受傷事故防止に配慮すること。
- (4) 火薬類取扱場所には、携帯し、又は装着することが適当でないものを持ち込まないこと。

8 立入検査の事前準備

立入検査に従事する警察職員は、事前に関係法令の研さんに努めるとともに、立入検査を実施しようとする火薬類取扱場所について、次に掲げる事項を予め把握し、立入検査の円滑かつ効果的な推進を図るものとする。

- (1) 所在地、名称及び火薬類に関する許可の状況
- (2) 過去における火薬類取締法違反及び火薬類盗難被害の状況
- (3) 火薬庫（一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫及び実包火薬庫に限る。）
にあつては、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）第24条第16号（警鳴装置の設置義務の免除）の適用の有無

9 立入検査の実施要領

立入検査は、次に掲げる要領により実施するものとする。

- (1) 原則として、2名以上の警察職員により実施すること。ただし、県の主務課職員と協力して実施する場合はこの限りでない。
- (2) 火薬類取扱場所の責任者又はその代理者に立入検査を実施する旨を告げ、これらの者の立会いを求めて実施すること。
- (3) 立入検査に従事する警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示すること。
- (4) 立入検査は、火薬類取扱場所の種別に応じ、それぞれ別記様式第5号か

ら第12号までの「立入検査実施票」の検査（指導）事項に従って実施すること。

- (5) 立入検査は、綿密周到な注意力をもって粘り強く実施し、当該火薬類取扱場所における火薬類保管管理の実態を正確に把握するよう努めること。

10 緊急措置要請

- (1) 警察署長は、法第45条の緊急措置を行う必要がある場合は、措置要請事項発見報告書（別記様式第13号）により、その状況を警察本部長に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- (2) 生活安全企画課長は、前記(1)の報告に関し警察本部長の指示を受け、知事に対して必要な措置要請の手続を行うものとする。

11 立入検査実施後の措置

所属長は、立入検査実施後、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 火薬類の製造、販売、貯蔵その他の取扱いに関し、公共の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、知事に対して、法第52条第4項の措置を要請することとなるので、措置要請事項発見報告書によりその状況を速やかに警察本部長に報告するものとする。
- (2) 県の主務課など関係機関に対して立入検査の結果を連絡するなど、情報の共有を図ること。

12 立入検査の報告

警察職員は、立入検査を実施したときは、別記様式第5号から第12号までの立入検査実施票により速やかにその結果を所属長に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

火 薬 類 消 費 者 台 帳

(表面)

住所(所在地)、氏名(名称)、及び連絡先	TEL			保安教育計画を定めるべき者としての知事の指定	<input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない					
職 業 (業務種別)		保有する 火薬庫		棟	棟	棟	棟			
保 有 す る 庫 外 貯 蔵 庫										
所 在 地	施設の指示の区分	指示の年月日 番号	指 示 の 期 間	貯蔵する火薬類の種類及び最大貯蔵数量	警鳴装置及び自動警報装置の設置区分	警鳴装置を設置しているときは、本体の設置場所	異 動 事 項			
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置					
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置					
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置					
火 薬 類 消 費 場 所										
消費場所の所在地、名称及び連絡先			消費の期間	消費の目的	譲受けの許可	消費の許可				
TEL			自 年 月 日 至 年 月 日		年 月 日 第 号	年 月 日 第 号				
火薬類取扱所設置義務の有無	火薬類取扱所の構造設備の区分 (火薬類が存置されているときの見張りの必要の有無)	火工所の数	火薬類購入先の所在地、名称及び連絡先		火薬類を返納する火薬庫又は庫外貯蔵庫の所在地、名称及び当該消費場所までの距離	火薬類取扱従事者数				
有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	箇所	TEL		約 m	人				
消費している火薬類の種類、1日の消費見込数量		記帳責任者			火薬類取扱保安責任者					
種 類	数 量	場所別	氏名	年齢	異動事項	選任義務の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
		取扱所				正、副、代理の別	氏名	年齢	選任年月日	異動事項
		火工所							年 月 日	
		発破場所							年 月 日	
									年 月 日	
									年 月 日	
									年 月 日	
備 考										

- (注) 1 この台帳は、火薬類の消費者ごとに警察署の火薬類取締担当課(係)が作成し、保管すること。
 2 「施設の指示の区分」欄の「規16(3)」とは、火薬類取締法施行規則第16条第3号をいう(以下「規16(4)」において同じ。)
 3 当該火薬類消費者が所有(管理)する火薬庫の取扱保安責任者に関する事項は、様式第3号の「火薬庫台帳」の該当欄に記載し、この台帳には、消費場所の取扱保安責任者だけを記載すること。
 4 のある欄は、該当するものに印を付すること。

火薬類消費者台帳補助用紙(消費場所)

消費場所の所在地、名称及び連絡先			消費の期間		消費の目的		譲受けの許可		消費の許可				
TEL			自 年 月 日				年 月 日		年 月 日				
			至 年 月 日				第 号		第 号				
火薬類取扱所設置義務の有無		火薬類取扱所の構造設備の区分 (火薬類が存置されているときの見張りの必要の有無)		火工所の数		火薬類購入先の所在地、名称及び連絡先		火薬類を返納する火薬庫又は庫外貯蔵庫の所在地、名称及び当該消費場所までの距離		火薬類取扱従事者数			
有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		箇所		TEL		約 m		人			
消費している火薬類の種類、1日の消費見込数量			記帳責任者				火薬類取扱保安責任者						
			場所別		氏名		年齢		異動事項		選任義務の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
種類		数量	取扱所						正、副、代理の別	氏名	年齢	選任年月日	異動事項
			火工所									年 月 日	
			発破場所									年 月 日	
												年 月 日	
												年 月 日	
												年 月 日	
備考													

消費場所の所在地、名称及び連絡先			消費の期間		消費の目的		譲受けの許可		消費の許可				
TEL			自 年 月 日				年 月 日		年 月 日				
			至 年 月 日				第 号		第 号				
火薬類取扱所設置義務の有無		火薬類取扱所の構造設備の区分 (火薬類が存置されているときの見張りの必要の有無)		火工所の数		火薬類購入先の所在地、名称及び連絡先		火薬類を返納する火薬庫又は庫外貯蔵庫の所在地、名称及び当該消費場所までの距離		火薬類取扱従事者数			
有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		箇所		TEL		約 m		人			
消費している火薬類の種類、1日の消費見込数量			記帳責任者				火薬類取扱保安責任者						
			場所別		氏名		年齢		異動事項		選任義務の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
種類		数量	取扱所						正、副、代理の別	氏名	年齢	選任年月日	異動事項
			火工所									年 月 日	
			発破場所									年 月 日	
												年 月 日	
												年 月 日	
												年 月 日	
備考													

火薬類消費者台帳補助用紙(保有する庫外貯蔵庫)

所在地	施設の指示の区分	指示の年月日 番号	指示の期間	貯蔵する火薬類 の種類及び最大 貯蔵数量	警鳴装置及び自動警 報装置の設置区分	警鳴装置を設置して いるときは、本体の 設置場所	異動事項
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		

火 薬 庫 台 帳

(表面)

種 類 形 式					許 可	年 月 日 第 号				
所有者又は占有者の住所(所在地)、氏名(名称)及び連絡先	TEL				許可の期間	自 年 月 日 至 年 月 日				
					記号又は名称					
外扉の錠の種類及び形式	警鳴装置(1級、2級、3級及び実包庫に限る。)									
	設置義務免除の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									
	設 置 の 状 況				本体の設置されている場所の住所(所在地)、氏名(名称)					
	<input type="checkbox"/> 設置されている。 <input type="checkbox"/> 警鳴部だけ設置されている。 <input type="checkbox"/> 設置されていない。									
貯蔵している火薬類の種類及び最大貯蔵数量					当該火薬庫に貯蔵の委託をしている者					
種 類	数 量	住 所 (所 在 地)			氏 名 (名 称)			T E L		
火 薬 類 取 扱 保 安 責 任 者										
正、副、代理の別	氏 名	年 齢	選 任 年 月 日	異 動 事 項	正、副、代理の別	氏 名	年 齢	選 任 年 月 日	異 動 事 項	
備 考										

- (注) 1 この台帳は、火薬庫(棟)ごとに都道府県(方面)警察本部及び警察署の火薬類取締担当課(係)が各1部を作成し、保管すること。
 2 「火薬類取扱保安責任者」欄には、当該火薬庫の火薬類取扱保安責任者に関する事項を記載すること。
 3 のある欄は、該当するものにレ印を付すること。
 4 「許可の期間」欄は、許可に期限が付されているものについてだけ記載し、「記号又は名称」欄は、記号又は名称の付されているものだけ記載すること。

火 薬 類 販 売 所 台 帳

(表面)

所在地、 名称及び 連絡先	TEL				代表者の住所、 氏名及び連絡先	TEL			
販売事業の 許可	年 月 日 第 号				従 業 員	男 人、女 人、計 人			
販売している 火薬類の品 目					保有する 火薬庫	棟	棟	棟	棟
					店舗入口扉の盗 難防止措置の概 要				
火 薬 類 取 扱 保 安 責 任 者									
正、副、 代理の別	氏 名	年 齢	選 任 年 月 日	異 動 事 項	正、副、 代理の別	氏 名	年 齢	選 任 年 月 日	異 動 事 項
保 有 す る 庫 外 貯 蔵 庫									
所 在 地	施設の指示 の区分	指示の年月日、 番 号	指 示 の 期 間		貯蔵する火薬類の 種類、最大貯蔵数 量	警鳴装置及び 自動警報装置 の設置区分	警鳴装置を設置している ときは、本体の設置場所	異 動 事 項	
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日			<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置			
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日			<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置			
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日			<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置			
備 考									

- (注) 1 この台帳は、火薬類販売所ごとに都道府県(方面)警察の本部及び警察署の火薬類取締担当課(係)が各1部を作成し、保管すること。
 2 「火薬類取扱保安責任者」欄には、当該販売所が所有(管理)する火薬庫の火薬類取扱保安責任者に関する事項を記載すること。
 3 「施設の指示の区分」欄の「規16(2)」とは、火薬類取締法施行規則第16条第2号をいう(以下「規16(3)」~「規16(4の2)」において同じ。)
 4 「施設の指示の区分」欄は、該当の□に印を付すること。
 5 「警鳴装置及び自動警報装置の設置区分」欄は、施設の指示の区分「規16(3)」~「規16(4の2)」について記載すること。

火薬類販売所台帳補助用紙(保有する庫外貯蔵庫)

所在地	施設の指示の区分	指示の年月日 番号	指示の期間 自 年 月 日 至 年 月 日	貯蔵する火薬類の種類及び 最大貯蔵数量	警鳴装置及び自動警報装置の設置区分	警鳴装置を設置しているときは、本体の設置場所	異動事項
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		
	<input type="checkbox"/> 規16(2) <input type="checkbox"/> 規16(3) <input type="checkbox"/> 規16(3の2) <input type="checkbox"/> 規16(4) <input type="checkbox"/> 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 警鳴装置 <input type="checkbox"/> 自動警報装置		

火薬類製造所台帳

(表面)

所在地、名称及び連絡先	TEL				代表者の住所、氏名及び連絡先	TEL			
製造事業の許可	年 月 日				製造施設	危険工室棟	作業工室棟	その他建築物棟	
	第 号					従業者	事務職員 人、工場作業員 人、計 人		
主な製品名及び1日の生産数量	品 目	生産数量	摘 要		保有する火薬庫	棟	棟	棟	棟
						製造所構内への侵入防止措置の概要			
火薬類製造保安責任者					火薬類取扱保安責任者				
正、副、代理の別	氏 名	年 齢	選任年月日	異 動 事 項	正、副、代理の別	氏 名	年 齢	選任年月日	異 動 事 項
備 考									

(注) 1 この台帳は、火薬類の製造所ごとに都道府県(方面)警察の本部及び警察署の火薬類取締担当課(係)が各1部を作成し、保管すること。
 2 「火薬類取扱保管責任者」欄には、当該製造所が所有(管理)する火薬庫の火薬類取扱保安責任者に関する事項を記載すること。

製造所見取図

製造所名

--	--

別記様式第5号

立入検査実施票（消費場所）

実施年月日		年 月 日	実施者 階級 氏名	
事業所	所在地			
	事業所名			
	許可の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	
検査（指導）事項				結果
1	火薬類取扱従事者は、腕章を付する等他の者と識別できる措置を講じているか。【規51(15)】			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
2	火薬類取扱従事者以外の者が火薬類の取扱いをしていないか。【規51(16)】			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
3	火薬類取扱所、火工所又は発破場所以外の場所に火薬類を存置していないか。【規51(13)】			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
4	1日の作業終了後、火薬類を火薬庫又は庫外貯蔵庫に返納しているか。【規51(14)】			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
5	消費場所に持ち込む火薬類は、火薬類取扱所又は火工所を経由させているか(ただし、一日の火薬類消費回数が一回である場合であって、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合を除く。)。【規51(12)】			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
6	火薬庫又は庫外貯蔵庫以外の場所に火薬類を長期間不法に貯蔵していないか。【法11①】			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
火薬類取扱所	7	見張人を常時配置しないものにあつては、平家建ての鉄筋コンクリート造り(厚さ10センチ以上)、コンクリートブロック造り(厚さ12センチ以上)又はこれと同等程度(壁の外面に厚さ2ミリ以上の鉄板を張り、扉が取り外しできないように取り付けてある等)に盗難等を防ぎ得るものであり、かつ、扉は、厚さ2ミリ以上の鉄板を張り、錠(なんきん錠、えび錠を除く。)が施されているか。【規52③(2)(4)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	8	上欄の盗難防止措置を施していない火薬類取扱所にあつては、火薬類を存置中、見張人を配置し、又は見張りできる状態で作業に従事させているか。【規52③(2)(4)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	9	周囲には、適当な柵を設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」等の警戒札が建ててあるか。【規52③(7)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	10	存置されている火薬類は、1日の消費見込み数量を超えていないか。【規52③(11)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
火工所	11	火薬類が存置されているときは、見張人を配置し、又は見張りできる状態で作業に従事させているか。【規52の2③(3)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	12	周囲には、適当な柵を設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」等の警戒札を建ててあるか。【規52の2③(5)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	13	薬包に雷管を取り付けるため必要な火薬類以外の火薬類を所内に持ち込んでいないか(取扱所を設けていない場合を除く。)。【規52の2③(7)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
発破場	14	当該作業に使用する見込量を超えた数量の火薬類を消費場所に持ち込んでいないか。【規53(1)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	15	装填が終了した後、直ちに残った火薬類を火薬類取扱所又は火工所に返送しているか(一日の消費回数が一回である場合であって、直ちに火薬類を火薬庫に返納できるため火薬類取扱所を設けていない消費場所にあつては、火薬庫に直ちに返納しているか。)。【規53(3)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	16	発破の際は、その都度不発の数を確認するなど、盗難防止の措置を講じているか。【規51(18)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
違反の原因		<input type="checkbox"/> 違法精神の欠如 <input type="checkbox"/> 法令の不知 <input type="checkbox"/> 消費者又は火薬類取扱保安責任者の監督不十分 <input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> その他の理由		
違反の措置		<input type="checkbox"/> 事件送致 <input type="checkbox"/> 事件不送致 <input type="checkbox"/> 行政処分の措置要請		

備考 1 「結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の□に✓印を付すること。

2 「違反の措置」欄の記入は主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

立入検査実施票(庫外貯蔵庫)

実施年月日		年 月 日	実施者 階級 氏名	
庫外貯蔵所	所在地		指示の期間	
	指示を受けた者		庫外貯蔵庫の種別	

検査(指導)事項			結果	
共通	1	必要がある者以外の者が立ち入っていないか。【規16①<規21①(1)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	2	緊急の場合、警察に速報する体制は、確立されているか。(指導)	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	3	扉の錠及び「ちょうつがい」は、通常の破壊に耐え得るものであるか。(指導)	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
1 規16(2)の施設	4	周囲の壁、天井及び床(2階以上に設ける場合に限る。)は、厚さ10センチ以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ20センチ以上の補強コンクリートブロック造りとなっているか。【規16(2)(イ)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	5	窓、通気孔及び換気孔は設けられていないか。【規16(2)(ハ)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
2 規16(3)の施設	6	建築物の構造は、厚さ10センチ以上の鉄筋コンクリート造り、厚さ12センチ以上のコンクリートブロック造り又はこれと同等程度(壁の外面に厚さ2ミリ以上の鉄板を張る等)に盗難等を防ぎ得る構造となっているか。【規16(3)(イ)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	7	建築物入口の扉は、厚さ2ミリ以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉又はこれと同等程度(厚さ1ミリ以上の鉄板とコンクリート板若しくは厚さ0.5ミリ以上の鉄板2枚とコンクリート板をサンドウィッチ的に併用したいずれかであって、その厚さが5センチ以上あるもので、扉を外側から取外しができないように取り付けられている)に盗難等を防ぎ得るものとし、錠(なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用しているか。【規16(3)(ロ)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	8	建築物の屋根の外表面は、金属板、スレート板、瓦その他の不燃性物質を使用し、かつ、屋根が厚さ10センチ以上の鉄筋コンクリート造り、厚さ12センチ以上のコンクリートブロック造り、又は厚さ2ミリ以上の鉄板を使用している以外のものにあつては、天井裏等に線径4ミリ以上で網目が5センチ以下の金網が張ってあるか。【規16(3)(ハ)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
3 規16(3)の2)の施設	9	入口の扉は、厚さ4.5ミリ以上の鉄板を使用した鉄製の内開きの防火扉とし、錠(なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用するなどの盗難防止措置を講じているか。【規16(3)の2)(ロ)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
4 規16(4)の施設	10	金属製ロッカー等の設備は、容易に持ち運びできないものであるか。【規16(4)(ロ)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	11	金属製ロッカー等の扉には、錠を使用する等盗難防止の措置が講じられているか。【規16(4)(イ)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
5 規16(4)の2)の施設	12	設備は、容易に持ち運びできないものであるか。【規16(4)の2)<規16(4)(ロ)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	13	火薬類は設備に収納して建築物に貯蔵しているか。【規16(4)の2)(イ)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	14	設備の外壁は、金属製のロッカーにあつては厚さ1.2ミリ以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施し、その他の堅固な構造を有する設備についてはこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度(鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り、耐火金庫及び耐火書庫等)に盗難を防ぎ得るものであるか。【規16(4)の2)(ロ)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	15	設備の扉は、厚さ1.6ミリ以上の鋼板を使用したもの又はこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るもので、錠を使用する等の盗難防止の措置を講じているか。【規16(4)の2)(ハ)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否

6 上 記 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 共 通	16	警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されているものにあつては、警鳴装置が設置されているか。【規16(3)(ホ)、規16(3)の2<規16(3)(ホ)準用>、規16(4)(ニ)、規16(4)の2<規16(4)(ニ)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	17	警報を通常感知することができると認められる場所に設置されているものにあつては、自動警報装置が設置されているか。【規16(3)(ホ)、規16(3)の2<規16(3)(ホ)準用>、規16(4)(ニ)、規16(4)の2<規16(4)(ニ)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	18	警鳴装置又は自動警報装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持されているか。【規16(3)(ハ)、規16(3)の2<規16(3)(ハ)準用>、規16(4)(ホ)、規16(4)の2<規16(4)(ホ)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
違反の原因		<input type="checkbox"/> 遵法精神の欠如 <input type="checkbox"/> 法令の不知 <input type="checkbox"/> 庫外貯蔵所の指示を受けた者の監督不十分 <input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> その他の理由		
違反の措置		<input type="checkbox"/> 事件送致 <input type="checkbox"/> 事件不送致 <input type="checkbox"/> 行政処分の措置要請		

- 備考 1 「規16(2)」とは、火薬類取締法施行規則第16条第2号をいう(以下「規16(3)」～「規16(4)の2)」において同じ。)
- 2 「庫外貯蔵庫の種別」欄は、規16(2)の施設、規16(3)の施設、規16(3)の2)の施設、規16(4)の施設及び規16(4)の2)の施設の区分に従って記入すること。
- 3 「結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の□に✓印を付すること。
- 4 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

別記様式第7号

立入検査実施票（一級火薬庫）

実施年月日		年 月 日	実施者 階級 氏名	
火 薬 庫	所在地		火薬庫の種類別	
	所有者又は管理者		警鳴装置の設置 義務免除の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

種別	検査（指導）事項		結果	
地上式、 地上覆土式、 地中式、 地下式 共通	1	火薬庫の境界内に、必要がある者以外の者が立ち入っていないか。【規21①(1)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	2	警鳴装置が設置されているか（見張所を設置し、常時見張人を配置する場合を除く。）。【規24(16)、規24の2<規24(16)準用>、規25<規24(16)準用>、規25の2<規24(16)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	3	常に警鳴装置の機能を点検し、作動するよう維持されているか。【規21①(14)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	4	火薬庫の最大貯蔵量を超えて火薬類を貯蔵していないか。【規20①②④】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	5	火薬庫の周囲には、有刺鉄線が張り巡らされているか。（指導）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	6	警鳴装置の本体が設置されている場所においては、緊急時に警察に通報する体制が確立されているか。（指導）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	7	火薬庫の外扉の「ちょうつがい」及び錠は、通常の破壊に十分耐え得るものであるか。（指導）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
地上式、 地上覆土式 共通	8	入口扉は二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ3ミリ以上の鉄板であり、内扉と外扉にそれぞれ錠（外扉にあっては、なんきん錠及びえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止措置がされているか。【規24(4)、規24の2<規24(4)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	9	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫に設置された幅20センチ以上の通気孔または換気孔には約5センチの間隔で、直径1センチ以上の鉄棒がはめ込まれているか。【規24(6)、規24の2(3)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
地上式	10	窓を設ける場合は、地面から1.7メートル以上の高さとし、かつ、10センチ以下の間隔で直径1センチ以上の鉄棒をはめこみ、内側は不透明なガラスを使用した引戸を、外側は外から容易に開くことのできない防火扉を備えているか。【規24(5)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	11	通気孔又は換気孔には、金網が張られているか。【規24(6)(8)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	12	小屋組は木造とし、屋根の外側は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造となっているか。【規24(11)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	13	盗難防止のため、天井裏又は屋根に線径4ミリ以上、網目が5センチ以下の金網が張られているか。【規24(15)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
地上覆土式	14	構造は、厚さ20センチ以上の鉄筋コンクリート造りとなっているか。【規24の2(1)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
地中式	15	火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、その構造は、鉄筋コンクリート造り等堅固で湿気を防ぐ構造となっているか。【規25(1)(2)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	16	火薬庫の入口には鉄扉を設け、火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、それぞれ錠（なんきん錠、えび錠を除く。）を使用する等の盗難防止措置が講じられているか。【規25(4)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否

地下式	17	火薬庫の入口には鉄扉を設け、火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、それぞれ錠(なんきん錠、えび錠を除く。)を使用する等の盗難防止措置が講じられているか。【規25の2<規25(4)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	18	火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造の壁は鉄筋コンクリート造りとなっているか。【規25の2(2)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	19	火薬庫付近に、警戒札その他の警戒設備を設けているか。【規25の2(11)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
違反の原因	<input type="checkbox"/> 遵法精神の欠如 <input type="checkbox"/> 法令の不知 <input type="checkbox"/> 火薬庫の設置者(管理者)又は火薬類取扱保安責任者の監督不十分 <input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> その他の理由			
違反の措置	<input type="checkbox"/> 事件送致 <input type="checkbox"/> 事件不送致 <input type="checkbox"/> 行政処分の措置要請			

- 備考 1 「火薬庫の種別」欄は、地上式、地上覆土式、地中式、地下式の区分に従って記入すること。
- 2 「警鳴装置の設置義務免除の有無」欄、「結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の□に✓印を付すること。
- 3 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

立入検査実施票（二級火薬庫）

実施年月日		年 月 日	実施者 階級 氏名	
火 薬 庫	所在地			火薬庫の種類別
	所有者又は管理者			警鳴装置の設置義務免除の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
種別	検査（指導）事項			結果
地上式、 地中式 共通	1	火薬庫の境界内に、必要がある者以外の者が立ち入っていないか。【規21①(1)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2	警鳴装置が設置されているか(見張所を設置し、常時見張人を配置する場合を除く。) 【規26①②<規24(16)準用>】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	3	常に警鳴装置の機能を点検し、作動するよう維持されているか。【規21①(14)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	4	火薬庫の最大貯蔵量を超えて火薬類を貯蔵していないか。【規20①②④】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	5	火薬庫の周囲には、有刺鉄線が張り巡らされているか。(指導)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	6	警鳴装置の本体が設置されている場所においては、緊急時に警察に速報する体制が確立されているか。 (指導)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	7	火薬庫の外扉の「ちょうつがい」及び錠は、通常の破壊に十分耐え得るものであるか。(指導)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
地 上 式	8	構造は平家建てとし、厚さ10センチ以上の鉄筋コンクリート造り、厚さ12センチ以上のコンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造(壁の外面に厚さ2ミリ以上の鉄板を張り、扉が取外しできないよう取り付けてあるなど)となっているか。【規26①(1)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	9	窓を設ける場合は、地面から1.7メートル以上の高さとし、かつ、10センチ以下の間隔で直径1センチ以上の鉄棒をはめこみ、内側は不透明なガラスを使用した引戸を、外側は外から容易に開くことのできない防火扉を備えているか。【規26①<規24(5)準用>】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	10	小屋組は、木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、屋根の外表面は金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造となっているか。 【規26①(1)の3)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	11	盗難防止のため、天井裏又は屋根に線径4ミリ以上、網目が5センチ以下の金網が張られているか。【規26①<規24(15)準用>】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	12	入口の扉は二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ2ミリ以上の鉄板であり、内扉と外扉には、それぞれ錠(外扉にあつては、なんきん錠及びび錠は除く。)を使用する等の盗難防止措置が施されているか。【規26①(1)の2)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
地 中 式	13	構造は、通常の破壊に耐え得るなど盗難を防ぎ得るものであるか。【規26②(1)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
違反の原因	<input type="checkbox"/> 遵法精神の欠如 <input type="checkbox"/> 法令の不知 <input type="checkbox"/> 火薬庫の設置者(管理者)又は火薬類取扱保安責任者の監督不十分 <input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> その他の理由			
違反の措置	<input type="checkbox"/> 事件送致 <input type="checkbox"/> 事件不送致 <input type="checkbox"/> 行政処分等の措置要請			

備考 1 「火薬庫の種類」欄は、地上式、地中式の区分に従って記入すること。
 2 「警鳴装置の設置義務免除の有無」欄、「結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の□に✓印を付すること。
 3 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

立入検査実施票（三級火薬庫）

実施年月日		年 月 日	実施者階級氏名	
火 薬 庫	所在地			火薬庫の種類
	所有者又は管理者			警鳴装置の設置 義務免除の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
種別	検査（指導）事項			結果
共 通	1	火薬庫の境界内に、必要がある者以外の者が立ち入っていないか。【規21①(1)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2	警鳴装置が設置されているか(見張所を設置し、常時見張人を配置する場合を除く。)。【規27①②<規24(16)準用>】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	3	常に警鳴装置の機能を点検し、作動するよう維持されているか。【規21①(14)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	4	火薬庫の最大貯蔵量を超えて火薬類を貯蔵していないか。【規20①②③④】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	5	火薬庫の周囲には、有刺鉄線が張り巡らされているか。(指導)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	6	警鳴装置の本体が設置されている場所においては、緊急時に警察に速報する体制が確立されているか。(指導)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	7	火薬庫の外扉の「ちょうつがい」及び錠は、通常の破壊に十分耐え得るものであるか。(指導)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
地 上 式	8	小屋組は木造とし、屋根は鉄鋼セメントモルタル仕上げ等耐火性であって、爆発の際、軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造となっているか。【規27①(2)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	9	入口扉は二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ3ミリ以上の鉄板であり、内扉と外扉にそれぞれ錠(外扉にあつては、なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止措置がされているか。【規27①<規24(4)準用>】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	10	窓を設ける場合は、地面から1.7メートル以上の高さとし、かつ、10センチ以下の間隔で直径1センチ以上の鉄棒をはめ込み、内側は不透明なガラスを使用した引戸を、外側は外から容易に開くことのできない耐火扉を備えているか。【規27①<規24(5)準用>】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	11	幅20センチ以上の通気孔には、約5センチの間隔で直径1センチ以上の鉄棒をはめ込まれており、かつ、通気孔及び換気孔には、金網が張られているか。【規27①<規24(6)(8)準用>】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	12	盗難防止のため、天井裏又は屋根に線径4ミリ以上、網目が5センチ以下の金網が張られているか。【規27①<規24(15)準用>】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
地 中 式	13	火薬庫の入口には、鉄扉を設け、火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、それぞれ錠(なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用する等盗難防止の措置が講じられているか。【規27②<規25(4)準用>】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
違反の原因	<input type="checkbox"/> 違法精神の欠如 <input type="checkbox"/> 法令の不知 <input type="checkbox"/> 火薬庫の設置者(管理者)又は火薬類取扱保安責任者の監督不十分 <input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> その他の理由			
違反の措置	<input type="checkbox"/> 事件送致 <input type="checkbox"/> 事件不送致 <input type="checkbox"/> 行政処分の措置要請			

備考 1 「火薬庫の種類」欄は、地上式、地中式の区分に従って記入すること。

2 「警鳴装置の設置義務免除の有無」欄、「結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の□に✓印を付すること。

3 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

立入検査実施票（実包火薬庫）

実施年月日		年 月 日	実施者 階級 氏名	
火 薬 庫	所在地			
	所有者又は管理者		警鳴装置の設置義務免除の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

検 査 （ 指 導 ） 事 項		結 果	
1	警鳴装置が設置されているか（見張所を設置し、常時見張人を配置する場合は除く。）。 【規27の4①<規24(16)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
2	常に警鳴装置の機能を点検し、作動するよう維持されているか。【規21①(14)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
3	入口扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ3ミリ以上の鉄板であり、内扉と外扉にそれぞれ錠（外扉にあつては、なんきん錠及びえび錠を除く。）を使用する等盗難防止措置がされているか。 【規27の4①<規24(4)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
4	窓を設ける場合は、地面から1.7メートル以上の高さとし、かつ、10センチ以下の間隔で直径1センチ以上の鉄棒をはめ込み、内側は不透明なガラスを使用した引戸に、外側は外から容易に開くことのできない防火扉を備えているか（最大貯蔵量10万個以下の実包火薬庫であつて規27の4②各号に適合するものは除く。）。 【規27の4①<規24(5)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
5	幅20センチ以上の通気孔には、約5センチの間隔で直径1センチ以上の鉄棒がはめこまれており、かつ、通気孔及び換気孔には、金網が張られているか。【規27の4①<規24(6)(8)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
6	火薬庫の最大貯蔵量を超えて火薬類を貯蔵していないか。【規20①】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
7	火薬庫の周囲には、有刺鉄線が張り巡らされているか。（指導）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
8	警鳴装置の本体が設置されている場所においては、緊急時に警察に通報する体制が確立されているか。（指導）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
9	火薬庫の外扉の「ちょうつがい」及び錠は、通常の破壊に耐え得るものであるか。（指導）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
違反の原因	<input type="checkbox"/> 遵法精神の欠如 <input type="checkbox"/> 法令の不知 <input type="checkbox"/> 火薬庫の設置者（管理者）又は火薬類取扱保安責任者の監督不十分 <input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> その他の理由		
違反の措置	<input type="checkbox"/> 事件送致 <input type="checkbox"/> 事件不送致 <input type="checkbox"/> 行政処分の措置要請		

備考 1 「警鳴装置の設置義務免除の有無」欄、「結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の□に✓印を付すること。

2 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

別記様式第11号

立入検査実施票（煙火火薬庫、玩具煙火貯蔵庫、導火線庫）

実施年月日		年 月 日	実施者階級氏名	
火 薬 庫	所在地			
	所有者又は管理者		火薬庫の種類別	

種別	検査（指導）事項		結果	
共通	1	緊急の場合、警察に速報する体制は確立されているか。（指導）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	2	火薬庫の外扉の「ちょうつがい」及び錠は、通常の破壊に耐え得るものであるか。（指導）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
導火線庫共通 玩具煙火貯蔵庫、	3	入口扉には錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置が講じられているか。【規29(2)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
煙 火 火 薬 庫	4	入口扉は二重扉とし、外扉は耐火性で厚さ3ミリ以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置が講じてあるか。【規28(1)の2】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	5	火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ、2個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅20センチ以上の通気孔には、約5センチの間隔で直径1センチ以上の鉄棒がはめ込んであるか。【規28(3)】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	6	換気孔には金網が張られているか。【規28<規24(8)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	7	小屋組は木造とし、屋根の外側は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造となっているか。【規28<規24(11)準用>】	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
違反の原因	<input type="checkbox"/> 違法精神の欠如 <input type="checkbox"/> 法令の不知 <input type="checkbox"/> 火薬庫の設置者（管理者）又は火薬類取扱保安責任者の監督不十分 <input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> その他の理由			
違反の措置	<input type="checkbox"/> 事件送致 <input type="checkbox"/> 事件不送致 <input type="checkbox"/> 行政処分の措置要請			

備考 1 「火薬庫の種類」欄は、煙火火薬庫、玩具煙火貯蔵庫及び導火線庫の区分に従って記入すること。

2 「結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の□に✓印を付すること。

3 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

立入検査実施票（製造所、販売所）

実施年月日		年 月 日	実施者 階級 氏名	
事業所	所在地			
	名称		事業の種別	
検査（指導）事項				結果
製造所	1	毎日の作業終了後、やむを得ず工室内に火薬類を存置する場合は、見張人をつける等の盗難予防措置を講じているか。【規5①(27)】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2	製造所の周囲には、有刺鉄線、柵等を張り巡らし、外部から容易に侵入できないようになっているか。(指導)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	3	製造所構内に不審者が侵入した場合に、不審者をチェックする体制は確立されているか。(指導)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	4	危険工室の入口扉には、錠を取り付ける等盗難防止措置が講じられているか。(指導)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
販売所	5	火薬類の行商又は屋外販売をしていないか。【法18】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	6	火薬類を火薬庫、庫外貯蔵庫以外の場所に不法に貯蔵していないか。【法11①】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	7	店舗入口の扉は、堅固な材質とし、錠を取り付ける等の盗難防止措置が講じられているか。(指導)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
製造所、販売所共通	8	火薬類盗難事件が発生し、又は発生のおそれが具体的に認められた場合に警察に速報する体制が確立されているか。(指導)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	9	1日の作業又は営業が終了した後、火薬類を火薬庫又は庫外貯蔵庫以外の場所に不法に貯蔵していないか(製造所にあつては、上記1の措置を講じて工室内に火薬類を存置する場合を除く。)。【法11①】		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	10	従業者等による火薬類の不正持ち出しを防止するための措置は講じられているか。(指導)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
違反の原因	<input type="checkbox"/> 遵法精神の欠如 <input type="checkbox"/> 法令の不知 <input type="checkbox"/> 製造業者、販売業者又は火薬類製造保安責任者の監督不十分 <input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> その他の理由			
違反の措置	<input type="checkbox"/> 事件送致 <input type="checkbox"/> 事件不送致 <input type="checkbox"/> 行政処分の措置要請			

- 備考 1 「事業の種別」欄は、製造所、販売所の区分に従って記入すること。
2 「結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の□に✓印を付すること。
3 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

別記様式第13号

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

警 察 署 長

措置要請事項発見報告書

次のとおり火薬類取締法第52条第4項に基づく措置要請事項を発見したので報告します。

事業所の名称 所在地	
事業所の責任者 または代表者の 住所、氏名、年齢	住所 氏名 年 月 日生 (年)
発見日時	年 月 日 時頃
要請事項	
適用条文	
備考	